

「平成28年度著作権セミナー」受講報告書

2016.8.1 教育研究技術センター 鈴木 徹

開催日：平成28年7月29日（金）

会場：新潟県立生涯学習推進センター

主催者：文化庁・新潟県教育委員会

学校教育においては様々な著作物を取り扱い利用するため、著作権への正しい理解が必要とされる。今回参加したセミナーは文化庁が毎年4回程度、全国主要都市で開催しているセミナーで、定員を150名としているが、今回は満員に近い出席者が参加していた。

セッションは午前が著作権に関する基本講義で、午後は3つの職種分野毎に分かれた分科会であり、当方は「教職員部会」に参加した。セッションの内容は学校現場における主な著作権制限規定に関する文化庁職員による解説と実際の事例学習であった。

今回当方が当該セミナーに参加したのはeラーニングを活用したICT活用教育推進を任せられたため、eラーニング・ツールを使う場合、しばしば問題になる著作権について知っておくべきだと考えたからである。特に著作権法においては著作物等の例外的な無断利用が可能な場合を定めた著作権法第35条「学校その他の教育機関における複製等」について、eラーニングで取り扱う場合にはどう解釈できるのか、を理解しておく必要がある。

著作権法第35条1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

著作権法第35条2項

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規程により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

特に2項の規定がeラーニングにおいて著作物を利用する場合、重要である。

例えば英語科の教員が市販の英語テキスト、問題集から各単元の理解度テスト問題をeラーニングシステムで学習してもらおうと企画し、テキストや問題集に記載されている問題をそっくりそのままeラーニングで配信した場合を考えてみる。

第35条の制限規定により、授業の過程において教員が紙媒体印刷物として人数分、学生に配布することは許諾されるがeラーニングの場合はどうか？

第35条2項では

- ・当該授業時間中に
- ・教室内に教員と学生が実際にいて

配信を受ける場合は許諾される、と解釈されている。

また、遠隔地の教室にも同時配信して良く、その場合は

- ・当該授業時間中に
- ・配信元の学校の教室に教員と学生が実際にいて
- ・なおかつ、遠隔地の教室にも学生がいて
- ・当該授業時間中に同時配信を受ける

場合に許諾される。

しかしながら、高専機構が導入したLMS（eラーニングシステム）は

- (1) コンテンツを送信可能化する（サーバ上に蓄積しておいて、いつでも配信できる状態にしておく。）
- (2) 受講生からの随時アクセスにより、オンデマンドでコンテンツを配信する

ものであるため、35条で許諾されるケースと異なると解釈され、この場合は著作物の自由利用規定に当たらない、と一般的に解釈されている。

eラーニングシステムにコンテンツを載せる教員の立場からすれば、コンテンツを作り込むのに市販の著作物をそのまま利用できるのは大変助かる場合が多いし、ましてや学生に購入してもらっている著作物を使えるというのはありがたいが、紙なら許されるがeラーニングではダメ、というのは辛い部分がある。

この点、米国の場合はフェアユース規定というのがあり、教育における著作物のeラーニング利用が日本より許諾されていると言う事情もあり、この辺りの理解を深めることを主な目的として参加した。

午後のセッションは 35 条を中心とした講義で、その中で、図らずも講師の方からこの点に関する話題提供があった。

それによれば、ICT 活用教育が叫ばれる中、こうした教育における著作物の自由利用については今後解決していかなければならない諸問題があり、現行の法律では e ラーニングにおいて著作物を自由利用することはできない。このため文化庁の文化審議会著作権部会において、文化庁職員、学校関係者、権利団体代表者などからなる著作物自由利用規定の審議が行われている。

この中で権利団体の方達が言うのは次の 2 点だそうである。

- (1) 日本では第 35 条の規定により、学校教育における授業の過程での利用において著作物を自由に複製できる自由利用規定があるが、これは諸外国に較べて相当に恵まれた制度であり、世界的に見てレアケースと言えるくらい優遇されている。
- (2) 教育機関から著作権団体への著作物利用の問い合わせや許諾依頼の件数が、かなり低い実績になっているにも関わらず、著作権違反した著作物利用実態がかなりあり、現状、学校現場で著作物の違法利用の実態が相当程度あると考えており、これ以上学校現場を優遇することになる法改正には反対の立場である。

このように、文化庁も問題を認識し解決に向けた取り組みをしていることや、権利団体の主張を知ることができたことは大きな収穫であった。